

保護者記入欄	()若竹学級			児童1氏名		(新)学年	
				児童2氏名		(新)学年	
				児童3氏名		(新)学年	
	就労者氏名		児童との続柄		住所		

就 労 証 明 書

事業者記入欄	就労者氏名			就労者住所			
	就労先事業所名称				電 話	-	-
	就労先所在地						
	就労開始年月日(予定)	年 月 日					
	就労の形態	被雇用者 ・ 個人事業主、内職、農業等 ・ (家庭内)事業専従者					
	月12日以上就労し、かつ月48時間以上就労・通勤している(予定である)				はい ・ いいえ		
	①(日・祝除く)8時～14時29分の間に就労・通勤している(予定である)				はい ・ いいえ		
	②(日・祝除く)14時30分～18時30分の間に就労・通勤している(予定である)				はい ・ いいえ		
	①、②以外で(日・祝除く)22時以降夜間に就労・通勤している(予定である)				はい ・ いいえ		
	現在育休中である	はい ・ いいえ		育休期間	年	月	日～ 年 月 日
	月12日未満または月48時間未満の場合の就労時間			日	時間		
				勤務日	□月 □火 □水 □木 □金 □土 □不定期		
上記のとおり相違ないことを証明します。			事業所所在地				
西暦 年 月 日			事業所名				
			代表者名				

<注意事項>

- 若竹学級の対象児童は、保護者の就労等の事情により放課後に家庭で保育を受けることができないと認められる児童に限ります。就労証明書によって、若竹学級の利用の可否、利用承認の優先順位を決定します。
- 本申告書は若竹学級の必要性の確認のためにのみ使用します。
- 内容について、市及び委託事業者から問い合わせ及び実態調査をすることがありますので、ご協力をよろしくお願いいたします。
- 勤務日のみ若竹学級をご利用いただけます。
- 虚偽の記載があった場合、当該証明は無効です。また、刑法上の罪に問われる場合があります。
- 就労者が経営者である場合を除き、就労者本人が記入した場合は受付できません。
- 事業者記入欄の訂正は、訂正箇所には二重線を記入し、押印がある場合には同一印で訂正印を押し、修正願います。

<問い合わせ先>

各若竹学級 または KEG若竹学級運営管理事務局(073-421-1118)

